

改 正 後	改 正 前
<p>目次                      第一章～第十一章（略）                      第十二章 罰則（第百十五條の二―第百二十三條）                      附則                      （作業主任者）                      第十四條 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>（製造の許可）                      第三十七條 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）                      （製造時等検査等）                      第三十八條 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械</p>	<p>目次                      第一章～第十一章（略）                      第十二章 罰則（第百十六條―第百二十二條）                      附則                      （作業主任者）                      第十四條 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>（製造の許可）                      第三十七條 ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）                      （製造時等検査等）                      第三十八條 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械</p>

等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

（削る）

（削る）

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

3  
一・二 （略）

等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）について、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 製造時等検査対象機械等のうち厚生労働省令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「製造時等検査代行機関」という。）の検査を受けた場合

二 輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働局長又は製造時等検査代行機関の検査（製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち厚生労働省令で定めるもの）に係る検査に限る。）を受けすることができる。

3  
一・二 （略）

(検査証の交付等)

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2・3 (略)

(検査証の有効期間等)

第四十一条 (略)

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一〇三 (略)

(検査証の交付等)

第三十九条 都道府県労働局長又は製造時等検査代行機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2・3 (略)

(検査証の有効期間等)

第四十一条 (略)

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は厚生労働大臣の指定する者（以下「性能検査代行機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一〇三 (略)

四 第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 登録個別検定機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4～6 (略)

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、その構造、性能等を考慮して政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は厚生労働大臣の指定する者（以下「個別検定代行機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4～6 (略)

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によること  
が適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した  
者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は厚

下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。

一・二 (略)

3 登録型式検定機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

5～7 (略)

(登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第五十三条の規定により登録を取り消され、その取消の日

生労働大臣の指定する者（以下「型式検定代行機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら厚生労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

一・二 (略)

3 厚生労働大臣又は型式検定代行機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 厚生労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

5～7 (略)

(製造時等検査代行機関の指定)

第四十六条 第三十八条第一項第一号の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）は、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 (略)

二 第五十三条第二項の規定により指定を取り消され、その取消

から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 | 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。

二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。

三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

4 | 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち第一号に該当する者があるもの

3 | 厚生労働大臣は、第一項の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

（新設）

- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 第一項の区分

(登録の更新)

- 第四十六条の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(製造時等検査の義務等)

- 第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。
- 2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。

- 3 登録製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の

基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない。

- 4 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(変更の届出)

- 第四十七条の二 登録製造時等検査機関は、第四十六条第四項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(新設)

(製造時等検査の義務等)

- 第四十七条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。
- 2 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(業務規程)

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(削る)

(業務の休廃止)

第四十九条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求を

(業務規程)

第四十八条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が製造時等検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十九条 製造時等検査代行機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業報告)

第五十条 製造時等検査代行機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。



することができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

### 3

製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

### 4

登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び営業報告

書又は事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任等の届出)

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき

(検査員の選任及び解任)

第五十一条 第四十七条第二項の規定により製造時等検査を実施する者(以下「検査員」という。)の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は業務規程に違反したときその他その職務を行うのに適当でないとき認めるときは、その製造時等検査代行機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員 の地位)

第五十二条 製造時等検査代行機関の役員又は職員で、製造時等検査の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

(指定の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、製造時等検査代行機関が第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、製造時等検査代行機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは

- 二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(都道府県労働局長による製造時等検査の実施)

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(登録性能検査機関)

第五十三条の三 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

- 一 一部の停止を命ずることができる。
- 一 第四十六条第三項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。
- 二 第四十七条、第四十九条又は第五十条の規定に違反したとき。
- 三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで製造時等検査を行ったとき。
- 四 第四十八条第三項又は第五十一条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第百十条第一項の条件に違反したとき。

(性能検査代行機関)

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査（以下「性能検査」という。）」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替えるものとする。

(新設)

第四十六條第一項	第三十八條第一項	製造時等検査	第四十六條第三項第一号		別表第五	製造時等検査	性能検査	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄	第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）	第四十一条第二項
			別表第六第一号	同表の中欄						
第四十六條第二項	製造時等検査	製造時等検査	第四十六條第三項第二号		別表第七	製造時等検査	性能検査	同表の下欄	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査	同表の下欄
			同表第二号	同表の下欄						
第四十六條第三項	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	製造時等検査	第四十六條第三項第三号		性能検査	製造時等検査	性能検査	同表の下欄	別表第十	同表の下欄
			別表第七	別表第十						
第四十六條第四項	登録製造時等検査 機関登録簿	登録製造時等検査	第四十六條第三項第四号		特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	登録製造時等検査	登録性能検査機関登録簿	登録性能検査機関登録簿	登録性能検査機関登録簿	登録性能検査機関登録簿

第四十七條第一 項及び第二項	製造時等検査	性能検査
第四十七條第三 項	特別特定機械等 製造時等検査	特定機械等 性能検査
第四十七條第四 項及び第四十八 條	製造時等検査	性能検査
第四十九條	製造時等検査 あらかじめ	性能検査 休止又は廃止の日の三十 日前までに
第五十條第二項 及び第三項、第 五十二條の二並 びに第五十三條	製造時等検査	性能検査
第五十三條の二	都道府県労働局長	労働基準監督署長
	製造時等検査	性能検査

(登録個別検定機関)

第五十四條 第四十六條及び第四十六條の二の規定は第四十四條第一項の登録について、第四十七條から第五十三條の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の

(個別検定代行機関)

第五十四條 第四十六條から第五十三條までの規定は、個別検定代行機関に關して準用する。この場合において、第四十六條第一項中「第三十八條第一項第一号」とあるのは「第四十四條第一項」

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六條第一項	第三十八條第一項	第四十四條第一項
	製造時等検査	個別検定
第四十六條第二項第一号	別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	個別検定
第四十六條第三項第二号	製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定
	別表第六第一号	同表の中欄
第四十六條第三項第三号	検査員	検定員
	同表第二号	同表の下欄
第四十六條第三項第四号	検査員	検定員
	別表第七	別表第十三
第四十六條第三項第五号	製造時等検査	個別検定
	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等

と、同項、第四十七條、第四十八條第一項及び第三項、第四十九條、第五十一條第一項、第五十二條並びに第五十三條第二項中「製造時等検査」とあるのは「個別検定」と、第五十一條中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

第四十六条第四項	登録製造時等検査 機関登録簿	登録個別検定機関登録簿
第四十七条第一項	製造時等検査	個別検定
第四十七条第二項	製造時等検査 検査員	個別検定 検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの 製造時等検査	第四十四条第三項の基準 個別検定
第四十七条第四項	製造時等検査 検査方法	個別検定 検定方法
第四十八条、第四十九条並びに第五十条第二項及び第三項	製造時等検査	個別検定
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条の二及び第五十三条	製造時等検査	個別検定

第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
製造時等検査	個別検定	

(登録型式検定機関)

第五十四条の二 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条の二第一項
製造時等検査	型式検定	
別表第五	別表第十四の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄	
製造時等検査	型式検定	
製造時等検査	型式検定	
別表第六第一号	別表第十五第一号	
検査員	検定員	
検査員	検定員	
第四十六条第三項第二号		
検査員	検定員	

(型式検定代行機関)

第五十四条の二 第四十四条の二第一項の規定による指定は、厚生労働省令で定める区分ごとに全国を通じて一を限り、型式検定を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七条から第五十三条までの規定は、型式検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十四条の二第一項」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。



第四十八條、第四十九條並びに	第四十七條第四項	製造時等検査	製造時等検査	製造時等検査	第三十七條第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	検査員	製造時等検査	製造時等検査	登録製造時等検査 機関登録簿	特別特定機械等	項第三号	
											別表第七	別表第十六
第四十八條、第四十九條並びに	第四十七條第四項	検査方法	型式検定	型式検定	第四十四條の二第三項の基準	検定員	型式検定	型式検定	登録型式検定機関登録簿	第四十四條の二第一項の政令で定める機械等	項第四号	
											別表第七	別表第十六
第四十八條、第四十九條並びに	第四十七條第四項	製造時等検査	型式検定	型式検定	第四十四條の二第三項の基準	検査員	製造時等検査	製造時等検査	登録製造時等検査 機関登録簿	特別特定機械等	項第四号	
											別表第七	別表第十六
第四十八條、第四十九條並びに	第四十七條第四項	製造時等検査	型式検定	型式検定	第四十四條の二第三項の基準	検査員	製造時等検査	製造時等検査	登録製造時等検査 機関登録簿	特別特定機械等	項第四号	
											別表第七	別表第十六

第五十条第二項 及び第三項			
第五十一条	検査員	検定員	
第五十二条の二 及び第五十三条	製造時等検査	型式検定	
第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣	
	製造時等検査	型式検定	

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 4 (略)

(免許試験)

第七十五条 (略)

2 (略)

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第十七に掲げる

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 4 (略)

(免許試験)

第七十五条 (略)

2 (略)

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の指定する者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(新設)

区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 (略)

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

2 (略)

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録(以下この条において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行なう。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行なうものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲

4 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 (略)

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、厚生労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

2 (略)

3 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による指定(第百十二条第一項第十二号において「指定」という。)は、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は第七十五条第三項の教習(以下「教習」という。)を行おうとする者の申請により行なう。

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行う者(第九十六条第三項及び第百十二条第一項第二号において「指定教習機関」という。)に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「

<p>第四十六条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>登録</p>	<p>第七十七条第一項に規定する登録（以下この条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）</p>
<p>第四十六条第四</p>	<p>登録製造時等検査</p>	<p>登録教習機関登録簿</p>

3 | ける講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていないこと。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行った教習に相当するものを終了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

指定」という。）と、同条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県労働局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「製造時等検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「製造時等検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

第五十条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八條第二項	第四十八條第一項	第四十七條の二	項
製造時等検査	事業報告書	厚生労働大臣	製造時等検査	製造時等検査	厚生労働大臣	機関登録簿
第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）	都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習	都道府県労働局長	

第五十三條		第五十二條の二		第五十二條		第五十條第四項	
製造時等検査	厚生労働大臣	製造時等検査	第四十七條	厚生労働大臣	第四十六條第三項各号	厚生労働大臣	事業報告書
第十四條若しくは第六十 一条第一項の技能講習若 しくは第七十五條第三項 の教習	都道府県労働局長	第十四條若しくは第六十 一条第一項の技能講習若 しくは第七十五條第三項 の教習	第七十七條第六項又は第 七項	都道府県労働局長	第七十七條第二項各号	都道府県労働局長	事業報告書（登録教習機 関が国又は地方公共団体 である場合にあつては、 事業報告書）
							習

第五十三條第二号	第四十七條から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項	第四十七條の二から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項、第七十七條第六項若しくは第七項
第五十三條第三号	第五十條第二項各号又は第三項各号	第五十條第二項各号
第五十三條の二	製造時等検査	第十四條若しくは第六十條第一項の技能講習

4| 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5| 第二項並びに第四十六條第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六條第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七條第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6| 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7| 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五條第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

2 第九十六條 (略) (厚生労働大臣等の権限)

2 (略)

2 第九十六條 (略) (厚生労働大臣等の権限)

2 (略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定制機関、登録型式検定制機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(報告等)

第百条 (略)

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 (略)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

2 登録製造時等検査機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定制、型式検定制、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

(許可等の条件)

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録（第五十四条の三第一項又は第八十四条第一項の規定による登録に限る

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定制機関、型式検定制機関、検査業者、指定試験機関、指定教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（以下「製造時等検査代行機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(報告等)

第百条 (略)

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 (略)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

2 製造時等検査代行機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定制、型式検定制、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

(許可等の条件)

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録には、条件を付し、及びこれを変更することができる。



。次項において同じ。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

一 (略)

一の二 第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項若しくは第七十五条第三項の登録又はその更新を受けようとする者  
二 技能講習（登録教習機関が行うものを除く。）を受けようとする者

三 (略)

四 第三十八条の検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七 個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の二 型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の三 十一 (略)  
(削る)

2 (略)

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

一 (略)

(新設)

二 技能講習（指定教習機関が行うものを除く。）を受けようとする者

三 (略)

四 第三十八条の検査（製造時等検査代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え（製造時等検査代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 性能検査（性能検査代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七 個別検定（個別検定代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の二 型式検定（型式検定代行機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の三 十一 (略)  
十二 指定を受けようとする者

十二・十三 (略)

2 (略)

(公示)

第十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

- 一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

二 (略)

- 三 第四十七条の二又は第四十九条(第五十三条の三から第五十条の二までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。)

四 第五十三条(第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。)

製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

- 五 第五十三条の二(第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)

より都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

- 六 第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

- 七 第七十五条の十(第八十三条の三及び第八十五条の三におい

十三・十四 (略)

2 (略)

(公示)

第十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

- 一 第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 (略)

- 三 第四十九条(第五十三条の二、第五十四条及び第五十条の二第二項において準用する場合を含む。)

四 第五十三条第一項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十条の二第二項において準用する場合を含む。)

- 五 第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十条の二第二項において準用する場合を含む。)

又は第八十五条の三において準用する場合を含む。)

(新設)

(新設)

て準用する場合を含む。)の許可をしたとき。

八 第七十五条の十一第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定による取消しをしたとき。

九 第七十五条の十一第二項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十 (略)

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十五条の二 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務(以下この条において「特定業務」という。)に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関(以下この条において「特定機関」という。)の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(新設)

(新設)

六 (略)  
(新設)

(新設)

3 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五條の三 前條第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百十五條の四 第百十五條の二第一項から第三項までの罪は、刑法第四條の例に従う。

第百十八條 第五十三條（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）、第五十四條の六第二項又は第七十五條の十一第二項（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二十一條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（新設）

（新設）

第百十八條 第五十三條第二項（第五十三條の二、第五十四條、第五十四條の二第二項及び第七十七條第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條の六第二項又は第七十五條の十一第二項（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二十一條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

二 第七十五条の十(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務を廃止したとき。

三 五 (略)

第二百二十三条 第五十条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項(第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第一(第三十七条関係)

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器(圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)
- 三 クレーン
- 四 移動式クレーン
- 五 デリック
- 六 エレベーター
- 七 建設用リフト
- 八 ゴンドラ

別表第二(第四十二条関係)

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置
- 二 第二種圧力容器(第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政

一 第四十九条(第五十三条の二、第五十四条及び第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)の許可を受けないで製造時等検査、性能検査、個別検査若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務を廃止したとき。

二 四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

令で定めるものをいう。次表において同じ。）

- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 五 プレス機械又はシャヤーの安全装置
- 六 防爆構造電気機械器具
- 七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 八 防じんマスク
- 九 防毒マスク
- 十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置
- 十一 動力により駆動されるプレス機械
- 十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 十三 絶縁用保護具
- 十四 絶縁用防具
- 十五 保護帽

別表第三（第四十四条関係）

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの
- 二 第二種圧力容器
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器

別表第四（第四十四条の二関係）

- 一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの
- 二 プレス機械又はシャヤーの安全装置
- 三 防爆構造電気機械器具
- 四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- 五 防じんマスク

（新設）

（新設）

- 六 防毒マスク
- 七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの
- 八 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの
- 九 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 十 絶縁用保護具
- 十一 絶縁用防具
- 十二 保護帽

別表第五（第四十六条関係）

- 一 超音波厚さ計
- 二 超音波探傷器
- 三 ファイバースコープ
- 四 ひずみ測定器
- 五 フィルム観察器
- 六 写真濃度計

別表第六（第四十六条関係）

一 条件

(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係大学等卒業者」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

- イ 特別特定機械等の構造
- ロ 材料及び試験方法
- ハ 工作及び試験方法
- ニ 附属装置及び附属品
- ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(新設)

(新設)

(2) 登録製造時等検査機関が行うものであること。

(二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校等卒業者」という。)で、(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)

別表第七(第四十六条関係)

- 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第八(第五十三条の三関係)

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ

(新設)



別表第一第三号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第五号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第六号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、回転速度計及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第九（第五十三条の三関係）

機械等	条件	数
別表第一第一号に掲げる機械等	一 工学関係大学等卒業者のうち、七年以上性能検査を行うとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は二年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「短期経験者」という。）で、次のいずれにも該当する研修（当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。）であつて学科研修の時間が四十	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（端数があると

（新設）

時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

(一) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

(1) 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料

(2) 附属装置及び附属品

(3) 取扱い、清掃作業及び損傷

(4) 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(二) 登録性能検査機関が行うものであること。

二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。

三 工学関係高等学校等卒業者のうち、十年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は五年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「長期経験者」という。）で、第一号に規定する研修を修了したものであること。

四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四百件以上であるものを修了したものであること。

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験

きは、これを切り上げらる。

別表第一 第四号に掲げる機械等	別表第一第二号及び第三号に掲げる機械等	
一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。	を有する者であること。 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	を有する者であること。
年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（端数が）	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（端数が）あるときは、これを切り上げる。	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（端数が）

<p>別表第一第五号に掲げる機械等</p>	
<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものと。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が三十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。</p>	<p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が八十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)</p>	<p>あるとき、これを切り上げる。)</p>

<p>別表第一第八号に掲げる機械等</p>		<p>別表第一第六号に掲げる機械等</p>
<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研</p>	<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（</p>	<p>年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（</p>	<p>年間の性能検査の件数を八百で除して得た数（</p>

<p>修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>端数が あると きは、 これを 切り上 げる。</p>
--	--

別表第十(第五十三条の三関係)

- 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十一(第五十四条関係)

<p>機械等</p>	<p>機械器具その他の設備</p>
<p>別表第三第一号に</p>	<p>絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計</p>

(新設)

(新設)

掲げる機械等	及び材料試験機
別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器及び写真濃度計

別表第十二（第五十四条関係）

機械等	条件	数
別表第三第一号に掲げる機械等	<p>一 工学関係大学等卒業者で、二年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業者で、五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>年間の個別検定の件数を百二十で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）</p>
別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等	<p>一 工学関係大学等卒業者のうち、三年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は一年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「短期経験者」という。）で次のいずれにも該当する研修（当該機械等に係るものに限る。以下この表にお</p>	<p>年間の個別検定の件数を二千四百で除して得た数（端数があるときは、</p>

（新設）

いて「特定研修」という。)であつて学  
科研修の時間が四十時間以上であり、か  
つ、検定実習が二十件以上であるものを  
修了したものであること。

(一) 学科研修が、次に掲げる科目に  
ついて行われるものであること。

(1) 当該機械等の構造、工作、据  
付け及び材料

(2) 附属装置及び附属品

(3) 取扱い、清掃作業及び損傷

(4) 関係法令、強度計算方法及び

検査基準

(二) 登録個別検定機関が行うもので  
あること。

二| 工学関係大学等卒業者のうち、短期経  
験者以外のもので、特定研修であつて学  
科研修の時間が八十時間以上であり、か  
つ、検定実習が二百件以上であるものを  
修了したものであること。

三| 工学関係高等学校等卒業者のうち、五  
年以上個別検定を行おうとする機械等の  
設計、製作若しくは据付けの業務に従事  
した経験又は三年以上当該機械等の検査  
の業務に従事した経験を有する者(以下  
この表において「長期経験者」という。  
)で、第一号に規定する研修を修了した  
ものであること。

四| 工学関係高等学校等卒業者のうち、長  
期経験者以外のもので、特定研修であつ  
て学科研修の時間が八十時間以上であり  
、かつ、検定実習が四百件以上であるも

これを切  
り上げる  
。)



のを修了したものであること。  
 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十三（第五十四条関係）

- 一 工学関係大学等卒業業者で、十年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
- 二 工学関係高等学校等卒業業者で、十五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十四（第五十四条の二関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第四第一号に掲げる機械等	絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計及び材料試験機
別表第四第二号に掲げる機械等	作動試験用機械、硬さ試験機、オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計及び耐電圧試験装置
別表第四第三号に掲げる機械等	耐電圧試験装置、電気計測器、恒温槽、温度試験装置、鋼球落下試験装置、耐水試験装置、衝撃試験機、保護等級試験装置、爆発試験装置、ガス濃度計測器、水

（新設）

（新設）

	<p>圧試験装置、拘束試験装置、気密試験装置、内圧試験装置、火花点火試験装置、発火試験装置及び防じん試験装置</p>
<p>別表第四第四号に掲げる機械等</p>	<p>材料試験機、耐水試験装置、衝撃試験機及び振動試験装置</p>
<p>別表第四第五号に掲げる機械等</p>	<p>材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置及び排気弁気密試験装置</p>
<p>別表第四第六号に掲げる機械等</p>	<p>材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置、排気弁気密試験装置、除毒能力試験装置、面体気密試験装置及び吸収缶気密試験装置</p>
<p>別表第四第七号に掲げる機械等</p>	<p>作動試験用機械及び硬さ試験機</p>
<p>別表第四第八号に掲げる機械等</p>	<p>オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機、急停止時間測定装置及び振動試験装置</p>
<p>別表第四第九号に掲げる機械等</p>	<p>作動試験用機械、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、温度試験装置及び運動時間測定装置</p>
<p>別表第四第十号及び第十一号に掲げる機器</p>	<p>耐電圧試験装置、材料試験機及び電気計測器</p>

械等	
別表第四第十二号に掲げる機械等	恒温槽及び衝撃試験機

別表第十五（第五十四条の二関係）

一 条件

(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。

(二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

事業所ごとに二

別表第十六（第五十四条の二関係）

一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十七（第七十五条関係）

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 揚貨装置運転実技講習
- 二 クレーン運転実技講習
- 三 移動式クレーン運転実技講習
- 四 デリック運転実技講習

別表第十八（第七十六条関係）

- 一 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二 プレス機械作業主任者技能講習
- 三 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五 地山の掘削作業主任者技能講習
- 六 土止め支保工作業主任者技能講習
- 七 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 八 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 九 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 十 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十一 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十二 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十三 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十四 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十五 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十六 はい作業主任者技能講習
- 十七 船内荷役作業主任者技能講習
- 十八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 十九 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
- 二十 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十一 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十二 特定化学物質等作業主任者技能講習
- 二十三 鉛作業主任者技能講習
- 二十四 四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十五 有機溶剤作業主任者技能講習

（新設）

- 二十六 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十七 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十八 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十九 小型移動式クレーン運転技能講習
- 三十 ガス溶接技能講習
- 三十一 フォークリフト運転技能講習
- 三十二 ショベルローダー等運転技能講習
- 三十三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 三十四 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 三十五 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 三十六 不整地運搬車運転技能講習
- 三十七 高所作業車運転技能講習
- 三十八 玉掛け技能講習
- 三十九 ボイラー取扱技能講習

別表第十九（第七十七条関係）

技能講習又は教習	機械器具その他の設備及び施設
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	そ生用機器及び酸素濃度計測器
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	そ生用機器、酸素濃度計測器及び硫化水素濃度計測器
床上操作式クレーン運転技能講習	床上操作式クレーン
小型移動式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーン

（新設）

<p>ガス溶接技能講習</p>	<p>フォークリフト運転技能講習</p>	<p>ショベルローダー等運転技能講習</p>	<p>車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習</p>	<p>車両系建設機械（解体用）運転技能講習</p>	<p>車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習</p>	<p>不整地運搬車運転技能講習</p>	<p>高所作業車運転技能講習</p>	<p>玉掛け技能講習</p>
<p>ガス溶接装置</p>	<p>フォークリフト、パレット及びフォークリフトを運転することができる施設</p>	<p>ショベルローダー等（ショベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。）及びショベルローダー等を運転することができる施設</p>	<p>車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）及び車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）を運転することができる施設</p>	<p>車両系建設機械（解体用）及び車両系建設機械（解体用）を運転することができる施設</p>	<p>車両系建設機械（基礎工事用）及び車両系建設機械（基礎工事用）を運転することができる施設</p>	<p>不整地運搬車及び不整地運搬車を運転することができる施設</p>	<p>高所作業車</p>	<p>クレーン、移動式クレーン、デリック</p>

			又は揚貨装置、荷及び玉掛け用具
		揚貨装置運転実技教習	揚貨装置
		クレーン運転実技教習	天井クレーン、シミュレーター及び天井クレーンを運転することができる施設
	移動式クレーン運転実技教習	移動式クレーン及び移動式クレーンを運転することができる施設	
	デリック運転実技教習	デリック	

別表第二十（第七十七条関係）

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後

（新設）

講習 学科 乾燥設備及び その附属設備 の構造及び取	講習科目 乾燥設備作業主任者技能講習	条件	作業の方法に 関する知識	五年以上当該作業に係る機械の設計、 製作、検査又は取扱いの業務に従 事した経験を有するものであること 〇
			関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上当該作業に係る機械の取扱い の業務に従事した経験を有するもの であること。 二 高等学校等を卒業した者で、その 後三年以上当該作業に係る機械の取 扱いの業務に従事した経験を有する ものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。



三| コンクリート破砕器作業主任者技能講習

<p>関係法令</p>	<p>乾燥作業の管理に関する知識</p>	<p>扱  扱いに関する知識 乾  乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識</p>
<p>一  大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二  前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一  大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二  高等学校等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 三  前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>は  取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二  高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 三  前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

講習科目		条件
火薬類に関する知識 コンクリート 破砕器の取扱 に関する知識	関係法令 破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

四

地山の掘削作業主任者技能講習、土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコ

シクリート橋架設等作業主任者技能講習

講習科目	条件		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1197 235 1305 324">学科講習</td> <td data-bbox="1197 324 1305 537">作業の方法に関する知識</td> </tr> </table>	学科講習	作業の方法に関する知識	<p>一 大学等において土木、建築又は採鉱に関する学科（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作业主任者技能講習にあつては建築に関する学科を除き、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船に関する学科を含む。以下この表において「特定学科」という。）を修めて卒業した者で、その後三年以上建設の作業（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作业主任者技能講習にあつてはずい道等の建設の作業に限り、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含む、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習にあつてはコンクリート造の工作物の解体等の作業に限る。以下この表において「特定作業」という。）に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において特定学科を修めて卒業した者で、その後五年以上特定作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
学科講習	作業の方法に関する知識		

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

<p>講習科目</p>	<p>条件</p>
<p>学科 岩石の種類、 岩石の採取の ための掘削の 方法等に関する 知識</p>	<p>一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>工専用設備、 機械、器具、 作業環境等に 関する知識 作業者に対する 教育等に関する 知識</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後三年以上特定作業又は特定作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上特定作業又は特定作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識	識経験を有する者であること。 一 大学等を卒業した者で、その後三年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
六 はい作業主任者技能講習	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後三年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
講習科目 学科 はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいう。以下同じ。）に関する知識 人力によるは	条件 一 大学等を卒業した者で、その後三年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。	

学科	講習科目	七 船内荷役作業主任者技能講習			
			関係法令	機械等による はい付け又は はい崩しに必 要な機械荷役 に関する知識	はい付け又は はい崩しの作業 に関する知識
作業の指揮に	条件		一 大学等を卒業した者で、その後三 年 以上安全の実務に従事した経験を 有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。	一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者で、その後 三年以上はい付け又ははい崩しの作 業に従事した経験を有するものであ ること。 二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後五年以上はい付け又ははい崩し の作業に従事した経験を有するもの であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。	三 はい作業主任者技能講習を修了し た者で、その後三年以上はい付け又 はい崩しの作業に従事した経験を 有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。

必要な知識	船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	玉掛け作業及び合図の方法に関する知識
<p>年以上船内荷役作業に係る安全管理の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に係る安全管理の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 船内荷役作業に係る安全管理の業務に十年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後四年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p>

学科 講習	木造建築物の 構造部材の組 立て、屋根下 地の取付け等 に関する知識	講習科目	条件	関係法令	荷役の方法に 関する知識	
一 大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。				一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等を卒業した者で、その後三年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に従事した経験を有するものであること。 三 船内荷役作業の監督又は指揮の業務に五年以上従事した経験を有する者であること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習



<p>工 事 用 設 備 、 機 械 、器 具 、 作 業 環 境 等 に 関 する 知 識  作 業 者 に 対 す る 教 育 等 に 関 す る 知 識</p>	<p>二  高等 学校 等 に お い て 建 築 に 関 す る  学 科 を 修 め て 卒 業 し た 者 で、そ の 後  五 年 以 上 木 造 建 築 物 の 組 立 て 等 の 作  業 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。</p> <p>三  十 年 以 上 木 造 建 築 物 の 組 立 て 等 の  作 業 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 で、 当 該 期 間 の う ち 三 年 以 上 当 該 作 業 に  係 る 職 長 そ の 他 の 当 該 作 業 に 従 事 す る 労 働 者 を 直 接 指 導 し、又 は 監 督 す る 者 と し て の 地 位 に あ つ た も の で あ る こ と。</p> <p>四  前 三 号 に 掲 げ る 者 と 同 等 以 上 の 知 識 経 験 を 有 す る 者 で あ る こ と。</p>
<p>関 係 法 令</p>	<p>一  大 学 等 を 卒 業 し た 者 で、そ の 後 三  年 以 上 安 全 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。</p> <p>二  高 等 学 校 等 を 卒 業 し た 者 で、そ の  後 五 年 以 上 木 造 建 築 物 の 組 立 て 等 の  作 業 又 は 当 該 作 業 に 関 す る 安 全 指 導  の 業 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の  で あ る こ と。</p> <p>三  前 二 号 に 掲 げ る 者 と 同 等 以 上 の 知 識 経 験 を 有 す る 者 で あ る こ と。</p>

九 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習

講習科目	条件
<p>学科 講習 ボイラーの構造、取扱い及び燃料に関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ボイラーの設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>ボイラーの基礎、れんが積み及び断熱の工事に関する知識 ボイラーの本体及び附属設備等の据付けに関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後七年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

	<p>二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
--	--

	<p>関係法令</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>十 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習</p>	<p>講習科目</p>
<p>学科講習</p> <p>第一種圧力容器の構造に関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 八年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>第一種圧力容器の取扱いに関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>学科 講習</p>	<p>講習科目</p>	<p>十一 普通第一種压力容器取扱作業主任者技能講習</p>		
<p>第一種压力容器（化学設備に係るものを除く。）の構造に関する知識</p>			<p>関係法令</p>	<p>危険物及び化学反応に関する知識</p>
<p>二 五年以上ボイラー又は第一種圧力</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上化学設備に係る第一種圧力容器の管理の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後八年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	

<p>学 科 講 習</p>	<p>講 習 科 目</p>	<p>十二 特定化学物質等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び有機溶剤作業主任者技能講習</p>			
<p>健康障害及び その予防措置 に関する知識</p>			<p>関係法令</p>	<p>第一種圧力容器（化学設備に係るものを除く。）の取扱いに関する知識</p>	
	<p>条件</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上ボイラー又は第一種圧力容器の管理の業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上第一種圧力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>

学科	酸素欠乏症及	講習科目	十三 酸素欠乏危険作業主任者技能講習			
			条件	関係法令	保護具に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識
一	学校教育法による大学において医	条件	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

実技	講習		
救急そ生の方	<p>関係法令</p>	<p>保護具に関する知識</p>	<p>び救急そ生に関する知識</p>
<p>一 学校教育法による大学において医</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 学校教育法による大学において医学又は大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

講習	法	<p>学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
学科講習	<p>酸素の濃度の測定方法</p>	<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
講習科目	<p>酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
学科講習	<p>酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識</p>	<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者であること。</p>

十四 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習



	実技 講習			
酸素及び硫化 水素の濃度の 測定方法	救急そ生の方 法	関係法令	保護具に関す る知識	する知識
<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。</p>	<p>一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 学校教育法による大学において医学又は工学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

十五 床上操作式クレーン運転技能講習

	<p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>講習科目</p>	<p>条件</p>
<p>学科 講習 床上操作式クレーンに関する知識</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>原動機及び電気に関する知識</p>	<p>一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>実技 講習</p>	<p>床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p>	<p>関係法令</p>	<p>床上操作式クレーンの運転 床上操作式クレーンの運転 のための合図</p>
<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後五年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後五年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p>

				十六 小型移動式クレーン運転技能講習			
		講 習 科 目	学 科 講 習	小 型 移 動 式 ク レー ン に 関 する 知 識	原 動 機 及 び 電 気 に 関 する 知 識		
		条 件		一  大 学 等 に お い て 機 械 工 学 に 関 する 学 科 を 修 め て 卒 業 し た 者 で あ る こ と 。 二  高 等 学 校 等 に お い て 機 械 工 学 に 関 する 学 科 を 修 め て 卒 業 し た 者 で、そ の 後 三 年 以 上 移 動 式 ク レー ン の 設 計 、 製 作 、 検 査 又 は 整 備 の 業 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と 。 三  前 二 号 に 掲 げ る 者 と 同 等 以 上 の 知 識 経 験 を 有 す る 者 で あ る こ と 。	一  大 学 等 に お い て 機 械 工 学 に 関 する 学 科 を 修 め て 卒 業 し た 者 で あ る こ と 。 二  高 等 学 校 等 に お い て 機 械 工 学 に 関 する 学 科 を 修 め て 卒 業 し た 者 で、そ の 後 三 年 以 上 移 動 式 ク レー ン の 設 計 、 製 作 、 検 査 又 は 整 備 の 業 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と 。 三  前 二 号 に 掲 げ る 者 と 同 等 以 上 の 知 識 経 験 を 有 す る 者 で あ る こ と 。		四  前 三 号 に 掲 げ る 者 と 同 等 以 上 の 知 識 経 験 を 有 す る 者 で あ る こ と 。
	小 型 移 動 式 ク レー ン の 運 転						

	<p>のために必要な力学に関する知識</p>	<p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>実技 講習</p>	<p>小型移動式クレーンの運転 小型移動式クレーンの運転 のための合図</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後五年以上小型移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

十七 ガス溶接技能講習

実技講習	学科学科講習		講習科目	条件
ガス溶接等の業務のために	関係法令	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年</p>
<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>条件</p>	

	使用する設備の取扱い	<p>以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 ガス溶接技能講習を修了した者で、五年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>十八 フォークリフト運転技能講習及びシヨベルローダー等運転技能講習</p>	<p>学科講習</p> <p>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法及び取扱いの知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p>
<p>荷役に関する装置の構造及び取扱いの方</p>		

実技 講習			
走行の操作 荷役の操作	関係法令	運転に必要な 力学に関する 知識	法に関する知 識
<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に關</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フォークリフト又はショベルローダー等の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>



		十九 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転 技能講習及び車両系建設機械（解体用）運転技能講習	講習科目	学科講習
する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フォークリフト又はシヨベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三  フォークリフト運転技能講習又はシヨベルローダー等運転技能講習を修了した者で、その後五年以上フォークリフト又はシヨベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四  前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法及びに関する知識		条件	作業に関する
	一  大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二  高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三  前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一  大学等において機械工学に関する		

実技			
走行の操作	関係法令	運転に必要な 一般的事項に 関する知識	装置の構造、 取扱い及び作 業方法に関す る知識
一 大学等において機械工学に関する	一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上安全の実務に従事した経験を 有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。	一 大学等において土木に関する学科 を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において土木に関する 学科を修めて卒業した者で、その後 三年以上車両系建設機械（整地・運 搬・積込み用及び掘削用）又は車両 系建設機械（解体用）の運転の業務 に従事した経験を有するものである こと。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。	一 学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後三年以上車両系建設機械（整地 ・運搬・積込み用及び掘削用）又は 車両系建設機械（解体用）の設計、 製作、検査又は整備の業務に従事し た経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。

講習 学科	走行に関する 装置の構造及	一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者であること
講習科目		条件
二十 車両系建設機械（基礎工所用）運転技能講習	講習 作業のための 装置の操作	学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

<p>び取扱いの方法に関する知識</p>	<p>作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p>	<p>運転に必要な一般的事項に関する知識</p>
<p>一 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。  二 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。  二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工事用）の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。  三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者であること。  二 高等学校等において土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。  三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

学科 講習	講習科目	二十 一	実技 講習	関係法令
走行に関する 装置の構造及 び取扱いの方	条件	不整地運搬車運 転技能講習	走行の操作 作業のための 装置の操作及 び合図	関係法令
一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者であること	条件	不整地運搬車運 転技能講習	一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者で、その後 一年以上車両系建設機械（基礎工事 用）の運転の業務に従事した経験を 有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後三年以上車両系建設機械（基礎 工所用）の運転の業務に従事した経 験を有するものであること。 三 車両系建設機械（基礎工所用）運 転技能講習を修了した者で、その後 五年以上車両系建設機械（基礎工事 用）の運転の業務に従事した経験を 有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。	一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上安全の実務に従事した経験を 有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。

<p>法に関する知識</p>	<p>荷の運搬に関する知識</p>	<p>関係法令</p>
<p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車的设计、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を</p>

学科 講習	講習科目	二十二 高所作業車運転技能講習	実技 講習	
作業に関する 装置の構造及 び取扱いの方 法に関する知 識			走行の操作 荷の運搬	
一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後三年以上高所作業車の設計、製	条件		一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者で、その後 一年以上不整地運搬車の運転の業務 に従事した経験を有するものである こと。 二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後三年以上不整地運搬車の運転の 業務に従事した経験を有するもので あること。 三 不整地運搬車運転技能講習を修了 した者で、その後五年以上不整地運 搬車の運転の業務に従事した経験を 有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。	有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。

<p>原動機に関する知識</p>	<p>運転に必要な 一般的事項に 関する知識</p>	<p>関係法令</p>
<p>作、検査又は整備の業務に従事した 経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後三年以上自動車の設計、製作、 検査又は整備の業務に従事した経験 を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上安全の実務に従事した経験を 有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>



<p>実技 講習</p>	<p>作業のための 装置の操作</p>	<p>経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者で、その後 一年以上高所作業車の運転の業務に 従事した経験を有するものであるこ と。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後三年以上高所作業車の運転の業 務に従事した経験を有するものであ ること。</p> <p>三 高所作業車運転技能講習を修了し た者で、その後五年以上高所作業車 の運転の業務に従事した経験を有す るものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知 識経験を有する者であること。</p>
<p>学科 講習</p>	<p>クレーン、移 動式クレーン 、デリック及 び揚貨装置（ 以下「クレー ン等」という 。）に関する 知識</p>	<p>二十三 玉掛け技能講習</p> <p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する 学科を修めて卒業した者であること 。</p> <p>二 高等学校等において機械工学に関 する学科を修めて卒業した者で、そ の後五年以上クレーン等の設計、製 作又は検査の業務に従事した経験を 有するものであること。</p>

<p>クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識</p>	<p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> <p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>クレーン等の玉掛けの方法</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 玉掛け技能講習を修了した者で、十年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>関係法令</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を</p>

	<p>実技 講習</p> <p>クレーン等の 玉掛け クレーン等の 運転のための 合図</p>	<p>有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>学 科 講 習</p>	<p>ボイラーの構造に関する知識 ボイラーの取扱いに関する知識 点火及び燃焼</p>	<p>二 前号に掲げる者と同様以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>二 十 四</p>	<p>ボイラー取扱技能講習</p>	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 玉掛け技能講習を修了した者で、十年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
<p>講 習 科 目</p>	<p>ボイラーの構造に関する知識 ボイラーの取扱いに関する知識 点火及び燃焼</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ボイラーの設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同様以上の知識経験を有する者であること。</p>

<p>に関する知識 点検及び異常 時の処置に関 する知識</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一 年以上安全の実務に従事した経験を 有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。</p>
<p>揚貨装置運転実技教習</p>	<p>条件</p> <p>一 揚貨装置運転実技教習に係る免許 を有する者で、五年以上揚貨装置の 運転の業務に従事した経験を有する ものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。</p>
<p>クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実 技教習 デリック運転実技教習</p>	<p>一 クレーン運転実技教習、移動式ク レーン運転実技教習又はデリック運 転実技教習に係る免許を有する者で 、八年以上クレーン、移動式クレー ン又はデリックの運転の業務に従事 した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識 経験を有する者であること。</p>

別表第二十一（第七十七条関係）

（新設）

別表第二十二（第七十七条関係）

<p>教習</p>	<p>揚貨装置運転実技教習 クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習 デリック運転実技教習</p>
<p>条件</p>	<p>一 五年以上揚貨装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックの運転の業務を管理し、又は監督する者としての地位にあつたものであること。</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>

（新設）